

子育て世帯臨時特例給付金について

～15歳までの子どもがいる方は～

平成26年4月1日から消費税が8%に増税されました。さらに、来年の4月には10%にあがることも予定されています。

厚生労働省によると、「子育て世帯の影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、『子育て世帯臨時特例給付金』を行う。」としています。また、児童手当の上乗せではなく、「臨時福祉給付金」と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものです。

支給対象者

基準日（平成26年1月1日）に、平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方を基本とします。

支給額

対象児童1人につき 1万円

申請手続き

平成26年1月1日時点の住所地の市町村に、支給の申請が必要！

申請しなければ受け取れないので、お住まいの役所に問い合わせてください。